

鮫川村ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鮫川村ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を村のPRのために使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークの権利等)

第2条 ロゴマークは、別表のとおりとする。

2 ロゴマークに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利をいう。）は、全て村に帰属する。

(使用の申請)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、鮫川村ロゴマーク使用（承認申請書・届）（様式第1号）に次の各号の書面等を添付して村長に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 企画書（事業の内容及びデザイン、イメージ図等使用方法が分かるもの）
- (2) 申請者の概要が分かる書面

2 村長は、前項の規定による申請について必要があるときは、申請者に対して書類の修正又は追加書類の提出を求めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用届とし村長の承認を要しない。

- (1) 村が使用するとき。
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (5) 法人、団体等が観光の振興又は産業の振興の目的で使用するとき。
- (6) 村内の町内会、自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (7) 個人が非営利目的で情報発信等に使用するとき。
- (8) その他村長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第4条 村長は、前条第1項の規定による申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 村の信用若しくは品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) 村のイメージを損なう、又は損なうおそれがあるとき。

(7) 村の事業又は村が認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。

(8) ガイドラインに基づいて使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。

(9) その他村長が使用について不適切であると認めたとき。

2 村長は、ロゴマークの使用を承認するときは、鮫川村ロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 村長は、使用を承認しないときは、鮫川村ロゴマーク使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（ロゴマークの使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（ロゴマークの使用期間）

第6条 ロゴマークの使用期間は、原則として1年間以内とし、次項による場合を除き鮫川村ロゴマーク使用承認通知書に記載されたとおりとする。

2 村長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において、修正した使用期間は、鮫川村ロゴマーク使用承認通知書に記載して通知する。

3 前2項の使用期間満了後において、引き続きロゴマークを使用するときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

（使用上の遵守事項）

第7条 第4条の承認を受け、ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。

(2) 承認された使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) ガイドラインに基づき正しく使用すること。

(4) 承認に係る物品の完成品若しくは使用状況の分かる画像又は写真を村長に速やかに提出すること。

(5) 知的財産権の侵害等、ロゴマークの使用に起因する問題が発生しないよう使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。

（承認内容の変更）

第8条 第4条により承認された後、使用内容を変更しようとするときは、予め鮫川村使用内容変更承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を得るものとする。

2 村長は、ロゴマークの使用内容の変更を承認する場合には、鮫川村ロゴマーク使用内容変更承認通知書（様式第5号）により、使用者に通知するものとする。

3 村長は、ロゴマークの使用内容の変更を承認しない場合には、鮫川村ロゴマーク使用内容変更不承認通知書（様式第6号）により、使用者に通知するものとする。

4 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し等）

第9条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、村長が不適切と認めたとき。

2 村長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した鮫川村ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第7号）により通知するとともに、その承認に係る物品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講じることができる。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認の取消しの通知があった日以後、当該承認に係るロゴマークを使用してはならない。

4 村長は、承認を得ずにロゴマークを使用している者に対し、その承認に係る物品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講じることができる。

5 村長は、承認の取消し、使用の停止等に要する物品の回収等により生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（責任の制限）

第10条 使用者が、ロゴマークの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、村は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

1. 「さめがわむらロゴマーク」



2. 「さめがわむらぶロゴマーク」

